

地域保健福祉課

地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、生涯を通じた健康づくりと福祉の充実を目指し、保健師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等が関係機関と連携を図りながら母子保健、成人・老人保健、栄養改善、精神保健福祉事業を展開している。

また、肝炎、難病医療費等の助成および各種法令等に基づき児童、母子父子寡婦、高齢者、障害児・者、DV等に関する社会福祉事業を実施している。

1 保健師関係指導事業

保健師は、地域保健福祉課、健康生活支援課に配属され、センター内各種保健指導業務の他、市の保健活動に対して支援を行っている。

定例で所内保健師研究会を開催し、業務の円滑な推進と保健師活動の充実を図っている。

市原市の保健事業に対しては、「いちほら健幸まちづくりプラン」のワーキンググループをはじめ、母子保健事業、専門委員会等保健師活動に係る会議に参加し、事業計画・評価等について支援を行っている。

また、管内保健師業務連絡研究会では企業や医療機関で働く保健師も参加しており、共通課題を解決するための研修開催をはじめ、最新保健情報の提供等、管内保健師の資質の向上に努めている。

令和3年度保健所及び市の保健師数は、保健所8人、市原市52人の計60人である。

地域住民に対して保健サービスを効果的に提供させるため、各機関との連携を図り、業務分担制により保健師活動を展開している。

令和2年度に引き続き令和3年度においても新型コロナウイルス感染症のまん延防止ため、感染症にかかる活動に多くの時間を費やした。年度末感染者増大時には、市原市からの保健師の応援があり令和4年1月から3月までで、延べ24人の派遣があった。

(1) 管内概況

表1 - (1) 管内保健師就業状況(各年4月1日現在)

(単位：人)

区分 年度	総数	保健所	市原市			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和元年度	54	10	32	5	3	4
令和2年度	51	8	35	4	1	3
令和3年度	60	8	42	6	1	3

(2) 保健所保健師活動

地域保健法の施行により、対人サービスの多くは住民に身近な市町村が実施し、保健所保健師は、広域的・専門的な活動を中心に事業を実施している。

また、保健・医療・福祉等の関係者と連携しながら、在宅ケアの推進にむけて個別支援を行っている。

更に、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応への業務が急増した。

表1 - (2) 家庭訪問等個別指導状況(令和4年3月31日現在)

(単位: 件)

種別	家庭訪問		訪問以外の保健指導				個別の連携 ・連絡調整
	実数	延数	面接		電話	メール	
			実数	延数	延数	延数	延数
総数	48	132	60	61	4,858	1,001	80(1)
感染症	25	25	-	-	3,000	830	-
結核	20	104	16	17	242	51	79
精神障害	2	2	-	-	-	-	-
長期療養児	-	-	7	7	13	-	1
難病	1	1	14	14	48	-	-
生活習慣病	-	-	2	2	3	-	-
その他の疾病	-	-	-	-	-	-	-
妊産婦	-	-	1	1	-	-	-
低出生体重児	-	-	-	-	-	-	-
(未熟児)	-	-	-	-	-	-	-
乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	20	20	1,552	120	-
訪問延世帯数	48	132					

「その他」には新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を含む

(3) 保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

保健師業務の連携と資質の向上を図るため、管内保健師の共通課題を取り入れ、研修会を実施した。

表1-(3)-ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開 年 月 日	テ ー マ	主 な 内 容	参 加 人 員
令和3年12月	1 新型コロナウイルス感染対策をふまえた保健事業の工夫 2 講演「大人の発達障害」について(事前質問)	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため書面開催で実施した。各所属のコロナ対策や事業を工夫している様子がわかった。また、講演会の事前質問をまとめ事業に反映させた。	33名

イ 所内保健師研究会

表1-(3)-イ 所内保健師研究会実施状況

開 催 年 月 日	主 な 内 容	参 加 人 員
令和3年 4月21日	1 令和3年度活動計画について 2 令和3年度所内保健師研究会の年間計画について 3 新型コロナウイルス感染症対応手順について 4 事例報告：ペットを飼育する新型コロナウイルス陽性者の入院支援について	10名
5月18日	1 新型コロナウイルス感染症情報共有 2 感染症対応時の防護具着脱訓練	8名
9月10日	1 新型コロナウイルス感染症情報共有 ・カクテル療法の受診調整手順 ・自宅療養者フォローアップセンター対応 ・自宅療養者等外来診療往診の依頼について	8名
12月23日	1 各課事業の進捗状況の報告 2 新型コロナウイルス感染症の対応変更について 3 対応困難な結核事例について 新型コロナウイルスの急増に伴い、急遽中止となった。	-

ウ 保健所保健師ブロック研修会

県下健康福祉センターのうち、黒潮ブロックとして長生・夷隅・安房・君津・市原の5カ所の健康福祉センターが合同で研修会を開催。開催は毎年輪番制で担当している。

表1 - (3) - ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催を見合わせた。	-

(4) 管内看護管理者研修会

表1 - (4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主な内容	参加人員
-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催を見合わせた。	-

2 母子保健事業

住民に身近な一次的サービスは市町村に一元化され、保健所は市町村との連携のもとに、専門的・技術的サービスを担っている。平成 25 年 4 月 1 日から母子保健法に基づく未熟児の訪問指導や養育医療給付事業及び障害者総合支援法に基づく育成医療給付事業が市に移譲されたため、当センターは思春期保健事業や小児慢性特定疾病児童への支援に重点を移して取り組んでいる。

(1) 母子保健推進協議会

母子保健施策の効果的な推進のため、各関係機関、団体の代表者等で構成される委員による協議会を開催し、母子保健計画の実施に関すること、また、母子保健に関する情報収集分析に関することについて協議している。

表 2 - (1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
令和4年3月	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施を見合わせた。書面にて各委員あて情報提供を行った。

(2) 母子保健従事者研修会

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現に向け、管内の母子保健の課題に合わせ、市町村保健師や、母子保健事業従事者などが必要な知識を身につけ、資質の向上を図ることを目的に開催している。

表 2 - (2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
-	-	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催を見合わせた。

(3) 母子保健に関する連絡調整会議

管内の課題解決に向けて、一元的な母子保健サービスを担っている市町村の母子保健担当者と、広域的なサービスを担う保健所担当者間で、具体的な解決方法を模索するために担当者会議を実施している。

表 2 - (3) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
令和3年10月7日	4名 保健師 (子育てネウボラセンター、保健所)	・重点事業 ・母子保健事業について ・思春期保健事業について

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第25条にもとづき医師より届け出がなされた人工妊娠中絶実施件数は下記のとおりである。年齢別にみると、20歳未満は12.8%(令和2年度12.6%)、40歳以上は9.9%(令和2年度10.1%)である。

表2-(4)人工妊娠中絶届出状況

区分 妊娠週数	令和元年度	令和2年度	令和3年度									
			総数	20歳未満	20	25	30	35	40	45	50歳以上	不詳
総数	283	199	202	26	37	43	40	36	19	1	-	-
満7週以前	136	114	98	13	18	18	22	20	6	1	-	-
満8週～満11週	134	76	90	11	18	22	16	13	10	-	-	-
満12週～満15週	7	2	8	1	1	3	-	-	3	-	-	-
満16週～満19週	4	4	4	-	-	-	2	2	-	-	-	-
満20週～満21週	2	3	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-
不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)対象者に千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく経費の助成を平成17年1月から開始している。

令和3年1月の制度拡充により、所得制限の撤廃、助成額についても2回目以降も30万円(一部治療区分は10万円)まで拡充された。また、第1子出産(妊娠12週以降の死産も含む)毎に通算助成回数をリセット可能となり、さらに事実婚関係にある夫婦も申請可能となった。

表2-(5)特定不妊治療費助成実施状況

(単位:件)

年度・市町村	件数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その他
令和元年度	115	189	52	49	2(2)	86
令和2年度	117	179	63	45	2(-)	69
令和3年度	224	395	105	111	1(-)	178

男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、()内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。

(6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担軽減を図っている。平成27年1月1日からの児童福祉法の一部改正により本制度も見直しが行われ、小児慢性特定疾病医療支援として実施している。

表2 - (6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況 (各年度3月31日現在)

(単位: 件)

疾 患 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総 数	168	201	189
1 悪 性 新 生 物	23	32	32
2 慢 性 腎 疾 患	11	15	16
3 慢性呼吸器疾患	12	12	10
4 慢 性 心 疾 患	29	35	28
5 内 分 泌 疾 患	24	28	21
6 膠 原 病	11	12	15
7 糖 尿 病	15	17	19
8 先天性代謝異常	5	5	4
9 血 液 疾 患	2	6	5
10 免 疫 疾 患	1	1	1
11 神経・筋疾患	15	18	20
12 慢性消化器疾患	15	15	14
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	4	4	3
14 皮 膚 疾 患	-	-	-
15 骨 系 統 疾 患	1	1	1
16 脈 管 系 統 疾 患	-	-	-

(7) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行っている。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため大幅に事業が縮小された。

ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表2-(7)-ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実 施 年 月 日	参加人数・内訳	内 容
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催を見合わせた。

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表2-(7)-イ 療育相談指導内容（単位：人）

内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相 談 者 数（延）	-	-	-
家 庭 看 護 指 導	-	-	-
食 事 ・ 栄 養 指 導	-	-	-
歯 科 保 健 指 導	-	-	-
福 祉 制 度 の 紹 介	-	-	-
精 神 的 支 援	-	-	-
学 校 と の 連 絡	-	-	-
家 族 会 等 の 紹 介	-	-	-
そ の 他	-	-	-

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2-(7)-ウ 訪問指導事業実施状況（疾患別）（単位：件）

疾 患 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総 数	10	6	2
慢 性 呼 吸 器 疾 患	7	5	2
慢 性 心 疾 患	1	-	-
先 天 性 代 謝 異 常	-	1	-
神 経 ・ 筋 疾 患	2	-	-

工 窓口相談事業

表2 - (7) - 工 相談内容 (単位:人)

内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相 談 者 数 (延)	172	73	110
申 請 等	37	67	92
医 療	42	-	6
家 庭 看 護	61	4	10
福 祉 制 度	22	-	-
就 労	1	-	-
就 学	-	-	-
食 事 ・ 栄 養	1	-	-
歯 科	-	-	-
そ の 他	8	2	2

才 訪問相談員派遣事業

表2 - (7) - 才 訪問相談員派遣事業実施状況

年度 \ 区分	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和元年度	1	1	1	1
令和2年度	1	1	1	1
令和3年度	2	2	1	2

(8) 思春期保健相談事業

思春期保健従事者の資質向上や、思春期保健従事者ネットワークを構築し思春期保健対策を推進することを目的としている。

思春期保健教室は、自己・他者を尊重する健全な心の育成と性に関する正しい知識の普及啓発を目的に、平成 25 年度から小学校 5・6 年生を対象に実施し、平成 30 年度からは中学校 3 年生も対象に実施している。

同教室実施は定着したものの、年間の実施校数や実施校の偏りといった課題が生じていたため令和元年度思春期保健従事者会議において、未実施期間の長い中学校とその中学校区の小学校から順次実施することとした。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の対策を実施し 6 月に中学校 2 校実施したが、8 月は新型コロナウイルスの新規感染者が急増したため、9 月以降に予定していた小学校 5 校を全て中止し、次年度に繰越しとした。

表 2 - (8) 思春期保健事業講演会

名 称	開催年月日	参加者数・職種	内 容
思春期保健教室 (小学校)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催を見合わせ、次年度に繰越しとした。		
思春期保健教室 (中学校)	令和 3 年 6 月 21 日	千種中学校 149 名 (内訳)3 年生 143 名 教諭 6 名	講話 「大切にしたい自分のところから だ」 講師 助産院 ねむねむ 助産師 根岸 雄子氏
	令和 3 年 6 月 25 日	ちはら台南中学校 239 名 (内訳)3 年生 232 名 教諭 7 名	

(9) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が平成 31 年 4 月に施行された。この法律は、旧優生保護法に基づく優生手術を受けたものに対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めている。施行された同年に 1 件請求があったが、その後相談を含め 0 件である。

表 2 - (9) 管内居住者からの相談及び請求受付件数(保健所受付分)

年度	区分	請求受付件数	相談件数(延べ)		
			電話等相談	来所相談	計
令和元年度		1	-	-	-
令和2年度		-	-	-	-
令和3年度		-	-	-	-

一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受け付けている。

(10) その他会議や連絡会等

NICU 連絡会議

君津中央病院 NICU 病棟の入院児または退院児について、地域・病院各所より 1 歳児の状況を報告し支援の方向性について検討している。また今後退院予定の児の事例検討や地域の医療・保健に関する情報交換を君津保健所と合同で開催している。

表 2 - (1 0) NICU 連絡会議実施状況

日時	出席者	内容
令和3年6月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催	(1) ケースについて (2) 事前質問への回答
令和3年10月		
令和4年2月28日	病院(医師、看護師等)、保健所(市原、君津)、関係市町村、15名(Zoom開催)	(3) 連携体制フロー図

3 成人・老人保健事業

従来、老人保健法に基づいて実施されてきた老人保健事業のうち、市は平成20年から医療保険者が実施する事業以外の保健事業を実施しており、当センターは、市の健康増進事業の支援を行っている。

また、がん検診推進員育成講習会を実施している。

(1) 介護サービス施設・事業所設置状況

管内には、介護老人保健施設 10 施設、訪問看護ステーション 26 施設がある。(資料編に記載のとおり)

ア 介護老人保健施設実地指導

これまで君津健康福祉センター監査指導課に同行し、実地指導を行っていたが、令和2年度より当保健所職員の同行が原則求められないこととなったため、実施していない。

表3 - (1) - ア 介護老人保健施設実地指導状況

実施年月日	介護老人保健施設
-	-

(2) がん検診推進員育成講習会

いちほら健康大使及び食生活改善推進員等(以下「推進員等」という。)に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

平成26年度からは、本講習会をブロック単位で開催することとなり、君津及び安房健康福祉センターと輪番で企画、調整を行い、開催している。令和3年度は君津健康福祉センターが担当であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催中止となった。

表3 - (2) がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内容
-	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催を見合わせた。

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう、健康づくりの支援体制を充実することを目的とし、健康相談事業を実施している。

(1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢にわたる男女を対象とし、保健師等専門職が相談にに応じている。保健相談等を希望するものを、相談内容により適切な相談機関や医療機関等へ紹介できるよう管内の情報を把握し整理するよう努めている。

表4 - (1) 健康相談実施状況(電話)

(単位:件)

年度 \ 区分	男	女	総数
令和元年度	14	5	19
令和2年度	18	17	35
令和3年度	6	10	16

5 総合的な自殺対策推進事業

全国の令和3年の自殺者数は、20,830人となり、前年に比べ増加している。

平成18年10月に施行、平成28年に改正された自殺対策基本法では、自殺対策を総合的に推進することが示されるとともに、市町村において地域の実情を勘案した自殺対策計画の策定が義務付けられている。

そのため、当所では、市町村自殺対策計画の策定支援を行うとともに、同計画に係るワークショップに参画するなどし、各関係機関と連携して地域の状況把握、啓発活動、相談窓口の周知、精神保健福祉相談等を行っている。

(1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表5 - (1) 研修会の実施状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容

(2) その他の会議等

表5 - (2) 会議等の開催状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容

6 地域・職域連携推進事業

生活習慣病予防を中心とする各種保健事業の共同実施、地域保健関係施設の相互活用等、生涯を通じ、保健サービスを継続的に提供するために、健康福祉センター単位の「地域・職域連携推進協議会」を設置し、地域保健と職域保健の連携を図っている。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面会議とせず書面による会議を行った。主な共同事業については、チラシ等を活用した普及啓発を実施した。

表6 - (1) 市原地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和3年 12月3日 ~20日	17名	書面開催 議題 (1) 令和2年度市原地域・職域連携推進事業実施報告 (2) 令和3年度市原地域・職域連携推進事業計画 (3) 5か年計画(平成30年~令和4年(2018年~2022年度)の最終評価に向けた実態調査の協力について 報告 (1) 令和3年度第1回市原地域・職域連携推進協議会作業部会(書面開催)の結果概要について

表6 - (2) 市原地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和3年 10月18日 ~11月15日	11名	書面開催 議題 (1) 令和2年度 市原地域・職域連携推進協議会実施報告 (2) 令和3年度 市原地域・職域連携推進事業計画 (3) 5か年計画(平成30年~令和4年)(2018年~2022年度)の最終評価に向けた実態調査の協力について (4) 日常で感じる健康課題について

表6 - (3) 共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
通年	チラシを活用した普及啓発 啓発媒体(啓発チラシ及び協議会用ホームページ)の見直し 「市原保健所だより」による普及啓発(8月号及び3月号) たばこ・生活習慣病対策の実態調査の実施(個人対象)

7 栄養改善事業

管内市の総人口はやや減少傾向にあり、令和2年の高齢化率は29.2%で、年々上昇傾向にある。そのため、生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、単なる長寿ではなく健康寿命を延ばすことを目指した生活習慣及び食生活の改善が重要となる。

令和3年度はYouTube 配信の研修会を開催し、普及啓発を行った。

(1) 健康増進(栄養・運動等)事業

健康ちば協力店店主等、関係者を対象に研修資料を配布することで正しい知識の普及・啓発に努めた。

表7 - (1) 健康増進(栄養・運動等)指導状況

(単位:人)

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	禁煙指導	その他
			病態別	訪問に		病態別					病態別		栄養			
実施数	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	/	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	3	2	-	-	-	-	-	-	123	54	-	-	-	-	-
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	/	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

ア 病態別個別指導

表7 - (1) - ア 病態別個別指導状況 (単位:人)

種別	区分	計	生活習慣病	難病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導		-	2	-	-	-	-
病態別運動指導		-	-	-	-	-	-

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表7 - (1) - イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
食物アレルギー教室	令和4年 1月17日~2月 28日	食物アレルギー 一児の保護 者、関係者等	動画再生回数 54回	講演「食物アレルギーの基本」 講師 十文字学園女子大学 人間生活学部健康栄養科 准教授 林紀子氏 (YouTube 配信)

ウ 地域における健康づくり推進事業

表7 - (1) - ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
壮年期世代を対象とした減塩・肥満予防対策事業	-	事業所 給食施設 利用者	-	QRコードにより動画を見れるよう、 「運動と栄養」の啓発用チラシを作成。 (令和4年度に配布予定)

エ 国民(県民)健康・栄養調査

表7 - (1) - エ 国民(県民)健康・栄養調査状況

調査名	調査地区(対象)	調査年月日・調査内容等
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、厚生労働省の判断により、中止		

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表7 - (1) - オ - (ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談(個別)		普及啓発(集団)		
		実相談 食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-
食品表示基準 について (保健事項)	栄養成分	13	16	4	914	食品衛生講習会
	特定保健用食品	-	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
健康増進法第65条第1項(虚偽誇大広告)		-	-	-	-	-
その他一般食品について(いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	-
		県民への相談対応・普及啓発				
		相談(個別)		普及啓発(集団)		
		延相談件数		回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-
食品表示基準 について (保健事項)	栄養成分	-	-	1	9,700	保健所だより
	特定保健用食品	-	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
健康増進法第65条第1項(虚偽誇大広告)		-	-	-	-	-
その他一般食品について(いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	-

()内は、特定保健用食品再掲
栄養成分以外の内容だった場合(特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)

表7 - (1) - オ - (イ) 食品表示等に関する指導状況 (表示違反への対応)

		指導状況 (個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分	- (-)	- (-)
	機能性表示食品	—	-
	その他	—	-
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-

栄養機能食品、特定保健用食品を含む () 内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7 - (1) - オ - (ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数 (単位: 件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
()	()	()

() 内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7 - (1) - カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数

(2) 給食施設指導

管内の給食施設総数は125施設である。給食施設の果たす社会的、健康的影響を考慮し、各施設の衛生管理・栄養管理の改善及び向上を図り、適切な食事が供与されるように、食品衛生監視員と栄養指導員が連携を図り個別巡回指導を実施したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対象範囲を縮小した。

また、給食施設の管理者及び従事者を対象とした研修会については、資料提供及びYoutube配信により実施した。

給食施設状況

表7 - (2) 給食施設状況 (単位:件)

施設 総数	管理栄養士 のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちらも いる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士 栄養士 どちらも いない施設	管理栄養士 必置指定 施設		調理師 のいる 施設		調理師 のいな い施設	栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	調 理 師 数			
125	31	48	25	49	47	34	44	35	2	12	110	340	15	76	102

ア 給食施設指導状況

表7 - (2) - ア 給食施設指導状況 (単位:件)

区 分			計	特定給食施設		その他の 給食施設
				1回300食 以上 又は 1日750食 以上	1回100食 以上 又は 1日250食 以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	26	9	12	5
		その他指導施設数	135	23	76	36
	喫食者への栄養・運動指導延人員		-	-	-	-
集団指導	給食管理指導	回数	10	2	4	4
		延施設数	237	27	141	69
	喫食者への 栄養運動指導	回数	-	-	-	-
		延人員	-	-	-	-

イ 給食施設個別巡回指導

表7 - (2) - イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況								
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもある施設		栄養士のみ いる施設		どちらもない 施設		
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	
合計	125	26	31	9	25	12	34	4	35	1	
指定施設	計	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-
	学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病院	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
300食/回, 750食/日以上 (指定施設を除く)	計	15	7	5	3	2	2	4	1	4	1
	学校	6	6	3	3	2	2	1	1	-	-
	病院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所	8	-	2	-	-	-	3	-	3	-
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
100食/回, 250食/日以上 (を除外)	計	73	13	18	3	17	8	19	2	19	-
	学校	5	1	1	-	-	-	2	1	2	-
	病院	9	9	2	2	7	7	-	-	-	-
	介護老人保健施設	8	-	5	-	3	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	11	-	5	-	5	-	1	-	-	-
	児童福祉施設	18	3	2	1	2	1	8	1	6	-
	社会福祉施設	3	-	1	-	-	-	2	-	-	-
	事業所	13	-	2	-	-	-	3	-	8	-
	寄宿舎	5	-	-	-	-	-	2	-	3	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
その他の給食施設	計	35	4	8	3	4	-	11	1	12	-
	学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病院	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	10	-	3	-	2	-	4	-	1	-
	児童福祉施設	8	2	1	1	-	-	3	1	4	-
	社会福祉施設	4	-	-	-	1	-	3	-	-	-
	事業所	5	-	1	-	-	-	-	-	4	-
	寄宿舎	4	-	-	-	-	-	1	-	3	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

施設に向き個別指導した件数を記入する。

管理栄養士・栄養士配置施設の記入については、「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7 - (2) - ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導 （単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届出数	4	3	60
指導数	4	3	60

エ 給食施設集団指導

表7 - (2) - エ 給食施設集団指導状況

名 称	開催年月日	対象者	参加者数	内 容
市原市保育課主催 「給食担当者研修 会」（資料提供）	4月20日	市原市立保育園 公立保育園の給 食従事者	10 施設	「給食施設における衛生管理につ いて」 「児童福祉施設における災害時の 食生活支援について」 ～令和元・2年度給食施設での食事 提供に関する災害対策実態調査結果 より～
給食施設管理者・ 従事者研修会 （資料提供）	6月30日	給食施設 管理者・従事者	127 施設	<研修資料> 1「給食施設における衛生管理に ついて」 2 情報提供 ・給食施設に食品衛生上の手続きに ついて ・日本人の食事摂取基準 2020 年版 日本食品標準成分表 2020 年版 ・新型コロナウイルス感染症を想定 した「新しい生活様式」における 栄養・食生活のポイント、「新し い生活様式」の実践例 ・新型コロナウイルス対策 身のま わりを清潔にしましょう。
保育所給食施設 災害対策支援 （資料提供）	6月30日	保育所給食施設	18 施設	「児童福祉施設における災害時の食 生活支援について」 ～令和元・2年度給食施設での食 事提供に関する災害対策実態調査結 果より～
給食施設管理者・ 従事者研修会 （YouTube 配信）	12月15日～ 31日	給食施設 管理者・従事者	82 施設 （178 名 再生回数 246 回	講演「給食施設における非常災害時 の対応について」 講師 日本女子大学 家政学部食物 学科 教授 松月弘恵氏

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7-(3)-ア 健康ちば協力店登録状況

令和3年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数	
2	-	82	3

令和2年度の登録要件改正により、令和3年9月30日をもって自動的に登録終了となった件数を含む。

表7-(3)-イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回数	延人員	回数	延店舗数	延人員	回数	延人員
個別指導	/	-	/	3	3	/	-
集団指導	4	914	-	-	-	-	-
合計	/	914	/	3	3	/	-

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7-(4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

名称	組織状況及び活動状況		保健所による育成状況	
	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
市原給食管理者協議会	29 施設	総会・研修会・役員会	会の活動支援及び運営の助言	39 名
市原市栄養士会	68 名	総会・研修会・役員会	会の活動支援及び運営の助言	27 名
市原市料飲調理師会	636 店舗	総会・研修会・役員会	会の活動支援及び運営の助言	-
市原市食生活改善協議会	67 名	総会・研修会・役員会 食生活改善活動	会の活動支援及び運営の助言	-

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7-(5)-ア 市町村への技術支援、助言

名 称	開催月日	対象者	参加者数	内 容
-	-	-	-	-

表7-(5)-イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
栄養士業務連絡会 (書面開催)	1回	7名	1 令和2年度栄養関係実績について 2 令和3年度栄養関係事業計画について 3 その他

市町村(在宅)栄養士研修会を含む

(6) 調理師試験及び免許関係

表7-(6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位:名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和元年度	60	36	60.0	57	9	17
令和2年度	49	35	71.4	51	13	15
令和3年度	55	29	52.7	47	11	9

8 歯科保健事業

「難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施要領」に基づき、難病及び障害者等に対し講演会等を実施することで、歯・口腔内の健康の維持増進を図っている。

(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表8-(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名 称	対象者	開催月日	内容	参加人員
口腔ケアに関するパンフレット送付	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業務を縮小し、実施なし。			

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられており、法律に基づく入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施している。

(1) 管内病院からの届出等の状況

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、管内の精神科病院(2病院)から措置入院、医療保護入院等に関する各種届出等を受理している。

表9 - (1) 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

種別 年度	医療保護 入院届(家 族等の同 意)	応急入院 届	医療保護 入院届の 退院届	措置症状 消退届	措置入院 定期病状 報告書	医療保護 入院定期 病状報告	その他
令和元年度	315	3	311	9	1	170	3
令和2年度	275	-	281	11	-	184	2
令和3年度	284	-	280	13	1	176	-

その他(令和元年度)は、転院許可申請1件、仮退院申請1件、再入院1件の合計

その他(令和2年度)は、転院許可申請2件の合計

(2) 措置入院関係

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条の3の規定による申請、通報又は届出のあった者について、調査の上必要があると認めるときは、同法第27条の規定により精神保健指定医による診察を実施する。このうち、入院措置が必要と判断された者について、同法第29条の2の2の規定により精神科病院へ移送し、法第29条の規定により入院措置を行う。急速を要し、通常の措置入院の手続きによることができない場合であって、法第29条の2の規定による入院措置が必要なときは、緊急措置入院の手続きを行う。

表9 - (2) - ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

申請通報等の別	申請・通報届出件数	診療の必要がないと認めた者	法第27条の診察を受けた者			法第29条の2の診察を受けた者			法第29条の2の2の移送業務		
			法第29条該当症状の者	その他の入院形態	通院・その他	法第29条の2該当症状の者	その他の入院形態	通院・その他	1次移送	2次移送	3次移送
令和元年度	27	10	17	-	-	-	-	-	-	-	13
令和2年度	24	14	10	-	-	1	-	-	-	-	4
令和3年度	23	10	13	-	-	6	-	-	-	-	3
法第22条 一般人からの申請	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第23条 警察官からの通報	8	-	8	-	-	6	-	-	-	-	2
法第24条 検察官からの通報	6	1	5	-	-	-	-	-	-	-	1
法第25条 保護観察所の長からの通報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第26条 矯正施設の長からの通報	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第26条の2 精神科病院管理者からの届出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第26条の3 医療観察法に基づく指定医療機関管理者及び保護観察所長からの通報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第27条第2項 申請通報に基づかない診察	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- 1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計
- 2 「法第29条の2該当症状の者」は、原則として法第27条の診察を受けた者の内数
- 3 1次・2次移送は、診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送

表9 - (2) - イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位: 件)

年 度 結 果	病 名	総 数	統 合 失 調 症 等	気 分 障 害	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等	パ ー ソ ナ リ テ ィ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他
					認 知 症	そ の 他	ア ル コ ー ル	覚 醒 剤	そ の 他							
					F0		F1									
					F00 ~ F03	F04 ~ F09	F10	F15								
令和元年度		17	10	4	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-
令和2年度		10	4	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度		13	8	1	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
診察 実施	要 措 置	13	8	1	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
	不要措置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- 1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 0名
- 2 緊急措置入院中に措置解除措置解除となった者 0名
- 3 その他には病名不詳を含む。
- 4 F0~F9、G40 は、世界保健機関(WHO)の国際疾病分類(ICD カテゴリー)の分類。

表9 - (2) - ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数(令和4年3月31日現在)

(単位: 人)

入院期間 年度	総数	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
令和元年度	4	4	-	-	-
令和2年度	3	3	-	-	-
令和3年度	4	3	-	1	-

表9 - (2) - エ 申請・通報・届出関係の相談等(令和4年3月31日現在)

(単位: 人)

性・年齢 区 分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ~ 39歳	40歳 ~ 64歳	65歳 以上	不明	
相談	4	3	1	-	-	1	3	-	-	10
訪問	13	9	4	-	-	3	9	1	-	23
電話	18	13	5	-	2	4	11	1	-	308

(3) 医療保護入院のための移送(法第34条)

精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障が認められる者であって、精神障害者本人の治療同意が得られない場合、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、医療保護入院をさせるために知事の権限で応急入院指定病院に移送することができる。

表9 - (3) 医療保護入院のための移送処理状況

(単位:件)

年度 \ 区分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和元年度	-	-	-
令和2年度	-	-	-
令和3年度	-	-	-

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

精神科医師による定例相談を月2回程度行うとともに、精神保健福祉相談員等による相談(面接・電話)、訪問指導を随時実施している。

表9 - (4) - ア 精神科医師による定例相談

実施日	時間	場所
毎月 第2 木曜日	14:00~16:00	市原保健所(市原健康福祉センター)
毎月 第4 水曜日	14:00~16:00	市原保健所(市原健康福祉センター)

表9 - (4) - イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和元年度	89	60	29	-	6	30	45	7	1	279
令和2年度	69	34	35	-	1	20	41	7	-	156
令和3年度	122	78	44	-	6	20	88	7	1	307
市原市	121	77	44	-	6	19	88	7	1	306
管外・不明	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1
相談	67	44	23	-	5	12	47	2	1	143
訪問	55	34	21	-	1	8	41	5	-	164

- 1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。
- 2 電話相談は計上していない。

表9 - (4) - ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

区分	性			
	計	男性	女性	不明
電話	2186	1229	952	5
メール	1	-	1	-

表9 - (4) - 工 相談の種別(延数) (単位:件)

区分	病名	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
			診察に 関すること	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚醒剤	その他の中毒							
令元年度		279	138	47	39	30	19	-	1	-	-	4	1	-	-	
令和2年度		156	70	25	22	16	5	-	4	3	-	6	-	-	5	
令和3年度		307	152	70	31	4	10	13	12	1	-	7	5	-	2	
相談	計	143	63	33	16	4	8	4	1	1	-	7	5	-	2	
	男	97	39	22	11	3	6	4	1	1	-	4	5	-	1	
	女	46	24	11	5	1	2	-	-	-	-	3	-	-	-	
	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
訪問	計	164	89	37	15	-	2	9	11	-	-	-	-	-	1	
	男	109	58	24	6	-	-	9	11	-	-	-	-	-	1	
	女	55	31	13	9	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表9 - (4) - 才 援助の内容(延数) (単位:件)

種別 年度	総数	医学的指導	受療援助	生活指導 生活支援	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和元年度	380	17	79	71	54	32	66	61
令和2年度	159	5	35	33	25	15	17	29
令和3年度	316	12	63	30	58	41	94	18

(注) 援助内容は重複あり

表9 - (4) - カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数 (単位:件)

	支援計画対象者	計画に基づく支援者		
		本人同意あり	会議開催数	医療機関、市町村等
合計	12	12	13	医療機関、市町村等
市原市	12	12	13	医療機関、市町村等

(5) 地域精神保健福祉関係

会議等を通じて、精神障害者の適正な保健医療の確保や障害福祉サービスの提供等について、関係機関との連携を図っている。

表9 - (5) - ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数 (人)	対象者等
君津・市原管内指定病院連絡会議	12月17日	13名	君津・市原管内指定病院等
精神保健福祉企画会議	毎月第1木	24名	市職員等24名
千葉県精神障害にも対応した地域 包括ケアシステム構築推進事業 代表者会議 実務者会議	1月～3月 (書面開催) 偶数月第3 月曜日	16人 91人	管内関係機関職員等

表9 - (5) - イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日	受講者数		内容
		実件数 (件)	延件数 (件)	
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-

表9 - (5) - ウ 組織育成 (単位:件)

種別 区分	総数	家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)
支援延件数	-	-	-	-

(6) 心神喪失者等医療観察法関係

平成 17 年 7 月に施行された「心神喪失の状態で大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」は、心神喪失または心神耗弱の状態、大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害）を行った者に対して、適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とした制度である。保健所は、保護観察所と連携しながら、会議等への参加や訪問など、地域における支援を行っている。

表 9 - (6) 医療観察法に係る会議への参加 (単位 : 件)

会議種別	CPA 会議	ケア会議	その他
参加回数	3	1	-

- ・平成 17 年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA 会議(Care Programme Approach の略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となった。なお、平成23年度から開始されたインターフェロン3剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和3年10月に廃止された。

表10 - (1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位:人)

年度・市町村	治療 核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
令和元年度	103	-	65
令和2年度	55	-	56
令和3年度	99	-	36

11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和3年4月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3月目以降に変更されている。

表11 - (1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況

(単位:人)

年度・市町村	治療 肝がん	重度肝硬変	総数
令和元年度	-	-	-
令和2年度	-	-	-
令和3年度	1	-	1

1 2 難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、法制化前の 56 疾患（特定疾患）から法制化後に徐々に拡大し、338 疾病（指定難病）となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 1 2 - (1) 特定疾患治療研究費受給者状況 (単位 : 件)

年度・市町村別 疾患名 下段：重症(内数)	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総 数	-	-	-

受給者がいない疾患は省略する。

表 1 2 - (2) 指定難病医療費助成制度受給者状況

(単位 : 件)

疾 病		年度・市別	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
		総 数	2,023	2,206	2,133
1	球脊髄性筋萎縮症		4	3	3
2	筋萎縮性側索硬化症		20	20	15
3	脊髄性筋萎縮症		3	3	3
4	原発性側索硬化症		1	1	1
5	進行性核上麻痺		28	31	30
6	パーキンソン病		256	266	249
7	大脳皮質基底核変性症		11	15	14
8	ハンチントン病		3	4	4
10	シャルコー・マリー・トゥース病		-	-	1
11	重症筋無力症		61	64	67
13	多発性硬化症 / 視神経脊髄炎		45	49	48
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 / 多巣性運動ニューロパチー		12	13	16
15	封入体筋炎		3	4	4
16	クロウ・深瀬症候群		1	1	1
17	多系統萎縮症		24	23	21
18	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)		49	48	43
19	ライソゾーム病		4	4	3
21	ミトコンドリア病		6	7	8
22	もやもや病		29	35	29
23	プリオン病		2	1	-
26	HTLV-1 関連脊髄症		1	2	2
28	全身性アミロイドーシス		2	1	2
34	神経線維腫症		8	9	7
35	天疱瘡		9	10	9
37	膿疱性乾癬 (汎発型)		7	7	7
40	高安動脈炎		7	8	10
41	巨細胞性動脈炎		3	3	3
42	結節性多発動脈炎		8	9	10
43	顕微鏡的多発血管炎		27	32	35
44	多発血管炎性肉芽腫症		5	7	5
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		8	8	10
46	悪性関節リウマチ		20	21	20
47	バージャー病		7	7	6
48	原発性抗リン脂質抗体症候群		1	1	-
49	全身性エリテマトーデス		166	174	175
50	皮膚筋炎 / 多発性筋炎		44	43	47
51	全身性強皮症		56	59	57
52	混合性結合組織病		23	23	26
53	シェーグレン症候群		24	28	27
54	成人スチル病		4	6	6
55	再発性多発軟骨炎		1	1	1

5 6	ベーチェット病	45	51	48
5 7	特発性拡張型心筋症	44	47	38
5 8	肥大型心筋症	7	7	5
6 0	再生不良性貧血	11	11	10
6 1	自己免疫性溶血性貧血	1	1	1
6 2	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	2	2
6 3	特発性血小板減少性紫斑病	47	50	51
6 4	血栓性血小板減少性紫斑病	1	1	1
6 5	原発性免疫不全症候群	5	4	4
6 6	IgA腎症	19	26	27
6 7	多発性嚢胞腎	19	19	19
6 8	黄色靱帯骨化症	14	19	15
6 9	後縦靱帯骨化症	63	69	66
7 0	広範脊柱管狭窄症	1	1	3
7 1	特発性大腿骨頭壊死症	38	38	35
7 2	下垂体性ADH分泌異常症	5	5	5
7 4	下垂体PRL分泌亢進症	12	12	9
7 5	クッシング病	3	3	3
7 6	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	2	2	2
7 7	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	10	11	11
7 8	下垂体前葉機能低下症	53	54	56
8 1	先天性副腎皮質酵素欠損症	3	3	3
8 2	先天性副腎低形成症	-	24	1
8 3	アジソン病	3	3	3
8 4	サルコイドーシス	24	24	25
8 5	特発性間質性肺炎	35	51	43
8 6	肺動脈性肺高血圧症	4	5	6
8 8	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	6	6	8
8 9	リンパ脈管筋腫症	1	2	3
9 0	網膜色素変性症	84	90	84
9 1	バッド・キアリ症候群	1	1	1
9 3	原発性胆汁性胆管炎	23	26	25
9 4	原発性硬化性胆管炎	2	2	2
9 5	自己免疫性肝炎	7	11	9
9 6	クローン病	71	74	73
9 7	潰瘍性大腸炎	257	286	263
9 8	好酸球性消化管疾患	2	2	2
1 1 3	筋ジストロフィー	4	3	4
1 1 7	脊髄空洞症	2	3	3
1 2 2	脳表ヘモジデリン沈着症	2	3	4
1 2 7	前頭側頭葉変性症	4	3	2
1 2 9	痙攣重積型(二相性)急性脳症	1	1	-
1 3 0	先天性無痛無汗症	-	1	1
1 3 1	アレキサンダー病	1	1	1
1 4 0	ドラベ症候群	-	1	-
1 4 5	ウエスト症候群	1	1	1
1 5 7	スタージ・ウェーバー症候群	1	1	1
1 6 2	類天疱瘡(後天性表皮水疱証を含む。)	10	12	12
1 6 6	弾性線維性仮性黄色腫	2	3	3
1 6 7	マルファン症候群	2	2	2
1 6 8	エーラス・ダンロス症候群	2	2	2
1 7 1	ウィルソン病	1	1	1
1 7 9	ウィリアムズ症候群	1	1	1
1 8 9	無脾症候群	1	1	1
1 9 1	ウェルナー症候群	1	1	1

198	4p.欠失症候群	1	1	1
203	22q11.2欠失症候群	-	-	1
207	総動脈幹遺残症	2	2	2
209	完全大血管転位症	1	1	1
211	左心低形成症候群	1	1	-
212	三尖弁閉鎖症	-	-	1
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	-	-	1
215	ファロー四徴症	7	8	11
217	エプスタイン病	2	2	2
220	急速進行性糸球体腎炎	-	1	2
222	一次性ネフローゼ症候群	16	20	23
224	紫斑病性腎炎	1	2	-
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	3	5	4
227	オスラー病	2	2	2
235	副甲状腺機能低下症	2	3	2
236	偽性副甲状腺機能低下症	2	2	2
238	ビタミンD抵抗性病/骨軟化症	2	2	3
246	メチルマロン酸血症	1	1	1
266	家族性地中海熱	1	2	2
271	強直性脊椎炎	10	15	14
274	骨形成不全症	-	1	1
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	-	1	1
283	後天性赤芽球癆	1	1	1
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	-	-	1
300	IgG4関連疾患	4	5	8
302	レーベル遺伝性視神経症	1	1	1
306	好酸球性副鼻腔炎	7	12	15
331	特発性多中心性キャスルマン病	2	3	3

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表12-(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位:人)

年度	総数
令和元年度	4
令和2年度	4
令和3年度	5

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12-(4)-ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位:人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和元年度	4	4	1	-	4	-	5	29
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表12-(4)-イ-(ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和元年度	5	20	5	20
令和2年度				
令和3年度				

(イ) 訪問相談員育成事業

表12-(4)-イ-(イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	実施日	主 な 内 容	職 種	人 数
令和元年度	4月12日	事例検討会	保健師、看護師、 管理栄養士、その他 (患者会会員)	7人
令和2年度	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-

令和2年、3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を見合わせた。

ウ 医療相談事業

表12-(4)-ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
令和4年3月	-	-	パーキンソン病	市原地域リハビリテーション広域支援センターとの協同事業にて、リハビリのリーフレットを作成し啓発を行った。	-

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため相談実施は見合わせた。

エ 訪問指導事業

表12-(4)-エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位:件)

疾患名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総数	34	16	1
筋萎縮性側索硬化症	19	15	1
進行性核上性麻痺	1	-	-
パーキンソン病	2	-	-
大脳基底核変性症	1	-	-
重症筋無力症	2	-	-
封入体筋炎	-	-	-
多系統萎縮性	6	1	-
脊髄小脳変性症	2	-	-
もやもや病	-	-	-
特発性間質性肺炎	1	-	-
網膜色素変性症	-	-	-

オ 訪問診療等事業

表12-(4)-オ 訪問診療等事業実施状況 (単位:人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表12-(4)-カ 相談内容 (単位:人)

内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談者数(延)	334	74	272
申請等	143	32	258
医療	42	14	0
家庭看護	117	27	14
福祉制度	22	1	-
就労	1	-	-
就学	-	-	-
食事・栄養	1	-	-
歯科	-	-	-
その他	8	-	-

キ 難病対策地域協議会

表12-(4)-キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員(職種)	延人数	内容
-	-	-	-	-

1 3 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人を利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施するが令和3年度では立入調査対象施設はなかった。

表13 - (1) - ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和元年度	59	1	57	-	-	1
令和2年度	53	-	53	-	-	-
令和3年度	17	1	15	-	-	1

表13 - (1) - イ 立入検査状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和元年度	4	4	-	-	-	-
令和2年度	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-

14 市町村支援

市原市からの委嘱等を受け、健康増進計画・虐待防止・自殺対策等の会議に専門的・広域的な立場で出席した。

(1) 市町村への支援状況

表14 - (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡				技術的支援		
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テ ー マ	事 業 名	回 数	職 種
市原市	市原市歯と口腔の健康づくり推進会議	2	課	市原市総合計画における「いちほら健伴まちづくりプラン」の進捗管理			
	「令和3年度いちほら健伴まちづくりプラン」ワークショップ	2	保	すこやか親子ワークショップ(対面、書面各1回)			
		2	保	おとな元気ワークショップ(書面)			
		2	精	自殺対策ワークショップ			
	市原市周産期保健に関する連絡調整会議	1	保	連絡調整会議			
	市原市要保護児童対策地域協議会	2	医	代表者会議(対面、書面各1回)			
		11	保	実務者会議			
		3	精	個別会議			
市原市フッ化物洗口推進研究会	2	保	集団フッ化物洗口実施状況について(対面、書面各1回)				

* 職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）

15 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表15 - (1) 民生委員・児童委員配置状況(各年度3月31日現在)

(単位:人)

市原市	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和元年度	398	353	28	381	201	180
令和2年度	398	357	28	385	205	180
令和3年度	398	355	28	383	203	180

(2) 児童福祉

重・中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする20歳未満の児童を育てている父(母)に支給される特別児童扶養手当の支給に関する認定事務を行っている。

ア 特別児童扶養手当

精神または身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父若しくは母または養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表15 - (2) - ア 特別児童扶養手当受給状況

(単位:人)

区分	受給者数	支 給 対 象 障 害 児 数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
市原市									
令和元年度	387	75	22	142	161	3	-	220	183
令和2年度	392	72	22	153	158	4	-	229	180
令和3年度	395	70	26	163	152	3	-	236	178

(注) 1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子及び父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長並びにその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表15 - (3) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市原市												
令和元年度	-	-	9,120	-	-	-	-	1,440	-	-	-	-
令和2年度	-	-	6,060	-	-	-	-	-	-	-	826	-
令和3年度	-	-	3,360	-	-	-	-	-	-	-	1,030	-

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表15 - (3) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市原市												
令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 高齢者福祉

満百歳に対する祝品等の贈答事業や、公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表15 - (4) - ア 百歳者

(単位：人)

区分 市原市	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和元年度	61	8	53
令和2年度	54	5	49
令和3年度	54	7	47

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給している。

表15 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分 年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和元年度	183	860,100
令和2年度	178	536,700
令和3年度	152	714,400

(5) 障害者福祉

在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者に、市が行う福祉手当の給付に対する補助金の交付や、在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取付費の補助を行っている。

また「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する誤解や偏見を解消し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために、障害のある人への差別に関する相談等を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表 15 - (5) - ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

区分	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
市原市				
令和元年度	3,651	14,436,000	-	-
令和2年度	3,660	14,460,000	-	-
令和3年度	3,307	13,228,000	-	-

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

重度障害者の日常生活用具の取り付けに必要な経費について、市町村が行う助成に対して補助金を交付している。

表 15 - (5) - イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

	件数 (件)	内 容	補助金(円)
令和元年度	10	歩行支援用具等	209,660
令和2年度	5	歩行支援用具等	43,372
令和3年度	14	移動・移乗支援用具等	221,250

ウ 障害者差別相談事業

広域専門指導員を配置して、地域における障害者に対する差別や偏見等への相談対応や助言等の支援、当事者間の問題解決を図るための調整活動を行っている。

表 15 - (5) - ウ 障害者差別相談状況 (単位 : 件)

区 分	差別等相談		差別等相談活動件数の内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談			
	実件数	活動件数							実件数	活動件数		
令和元年度	2	13	10	-	-	3	-	-	-	-	14	26
令和2年度	4	28	13	-	-	15	-	-	-	-	17	16
令和3年度	4	14	6	-	-	8	11	-	-	-	9	115

エ 地域相談員の委嘱

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」により、地域相談員として知事に委嘱され、地域の身近な窓口として、これまでの経験と知識を活かし条例の周知や相談活動等を行っている。

表 15 - (5) - エ 地域相談員委嘱状況 (単位 : 人)

区分 市原市	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和元年度	13	7	10	30	14	16
令和2年度	13	7	10	30	14	16
令和3年度	12	7	10	29	13	16

オ 地域相談員等研修会

地域相談員の障害に関する知識・理解を深めるとともに、地域相談員間や関係機関との情報交換を通じて、連携した相談活動を展開するネットワークづくりを勧めることを目的として、毎年1回研修会を実施しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施を見合わせた。

(6) 配偶者暴力相談支援事業

平成 16 年 6 月 1 日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法) に基づいて、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者(離婚後も元配偶者から生命または身体に危害を受けるおそれのある者を含む)からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表 1 5 - (6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位 : 件)

区 分	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和元年度	188	89	-	87	49	47	-	47	139	42	-	40	-	-	-	-
令和2年度	185	97	-	97	39	38	-	38	146	59	-	59	-	-	-	-
令和3年度	113	77	-	77	22	22	-	22	91	55	-	55	-	-	-	-
区分	書面提出 件数		通報件数		来所相談 証明書 発行件数		交際相手からの暴力 相談件数									
							総数		通報							
令和元年度	-		2		39		-									
令和2年度	-		3		42		-									
令和3年度	1		-		22		-									

(7) 戦傷病者の援護

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳の交付を受けた者に対し、補装具の支給、乗車引換証等の交付事務を行っている。

表15 - (7) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証(変 更)の交付
市原市				
令和元年度	5		-	-
令和2年度	4	-	-	-
令和3年度	4	-	-	-

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族及び戦傷病者の福祉の増進を図るため、援護の相談に応じ、必要な指導・助言を行う。

表15 - (7) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	市原市	合計
戦没者遺族相談員	1	1
戦傷病者相談員	1	1

(8) 児童手当事務指導監査

児童手当の支給事務が適正かつ円滑に実施されているか否かを調査し、必要な是正措置を講ずることを目的に、県(健康福祉センター)が市町村に対し実施している。一般指導監査は、概ね2年に1回程度の実施となっている。

表15 - (8) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市原市	-	-	R4.2.24 実施

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施を見合わせた。

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議

中核地域生活支援センターは、子ども、障がい者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するため、多様な相談に対して24時間365日体制で総合的な対応を行う地域福祉のセーフティネットとして、広域的、高度な専門性を持った寄り添い支援を行っている。

保健所（健康福祉センター）は、地域の関係機関や関係者と地域課題の共有等を図るため、中核地域生活支援センターとともに、連絡調整会議を開催している。

表 1 5 - (9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開 催 日	令和 4 年 2 月 ~ 3 月中
場 所	書面による開催
内 容	令和 3 年度中核地域生活支援センター活動報告等
構成員・参加者人数	関係機関担当者・22 人